

鶴見区社会福祉協議会の会員になりませんか？

<http://www.yturumi-shakyo.jp>

社会福祉協議会（社協）は、社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を目的とした非営利の民間団体で、全国の都道府県や市区町村に一つずつ設立されています。

地域福祉とは「地域住民が主体になり、その知恵や資金を出し合い協力しあって、誰もが住みやすいまちづくりを目指すこと」。それを住民のみなさんと一緒に考え、応援しているのが「社協」です。

現在、約190の福祉関係団体が加入しています。みなさんも社協のネットワークに参加しませんか？

1. 新規入会申込・年会費について

- (1) 入会手続き：入会には理事会の承認が必要です。（5・9・1・3月開催予定）
理事会の前月の末日までに、所定の様式をご提出ください。
- (2) 年会費の納入：承認後、決定通知と会費の納入依頼をお送りします。（2年目以降は、4月頃請求）
※会費は年度の途中に入・退会する場合でも、月割計算や返金は行いません。

2. 部会・分科会について

- (1) 部会：理事や評議員などの役員を選出する際に開催します。
- (2) 分科会：共通の課題などを話し合う場です。（開催時は別途通知）
該当する分科会は下記のとおりですが、★印の分科会についてのみ、他種会員（第2・3・4・6・7種会員）もオブザーバー参加することができます。
また、合同で開催することもあります。



種別	会員	年会費	分科会			部会
第5種	障害者団体等当事者団体	5,000円	障害福祉 関係分科会 (★)	児童福祉 関係分科会 (★)	高齢福祉 関係分科会 (★)	当事者団体部会 (当事者団体)
第1種	公私社会福祉事業施設 及び団体	10,000円				専門団体部会 (福祉・ 医療施設)
第7種	その他社会福祉に 関係ある団体	5,000円				
			※第7種会員は、活動種類によっては分科会に該当しない場合もあります。			
第2種	民生委員児童委員	1,000円	民生委員児童委員分科会 (月1回：区民児協と同時開催)			地域福祉 団体部会
第3種	地区社会福祉協議会	5,000円	地区社会福祉協議会分科会 (2ヶ月に1回程度開催)			
第4種	地区連合会 (自治会町内会)	30円×町会加入 世帯数	自治連合会分科会 (月1回：区自治連と同時開催)			
第6種	ボランティア ・市民活動団体	5,000円	ボランティア・市民活動団体分科会 (第3木曜日13:30～開催)			
第8種	社会福祉関係行政機関	免除				
第9種	学識経験者	免除				学識経験者部会

3. 助成金制度「鶴見ふれあい善意銀行」への会員優遇枠について

- (1) 上限金額を1万円上乗せして申請することが出来ます。
(前年度までに入会が承認されており、かつ当年度の会費の納入が条件となります)
- (2) 名簿の添付や、10万円を越える申請の際、審査会でのプレゼンが免除されます。

4. 広報紙などへの記事掲載について

- (1) 「福祉つるみ」（6・10・3月発行）に、区社協会員を優先して記事を掲載します。

5. 協働事業等について

鶴見区社協は会員の皆さんとの協働事業も行っていますので、ご相談ください。